

平成 29 年 第 10 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 29 年第 10 回農業委員会総会会議録

召集年月日	平成 29 年 10 月 17 日 (火)					
召集の場所	志布志市松山支所 2 階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	平成 29 年 10 月 17 日 午前 9 時 30 分				
	閉会	平成 29 年 10 月 17 日 午前 11 時 05 分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	橋口 美一	○	18	道山 幸治	○
	2	上野 紀男	○	19	長岡 耕二	○
	3	中村 正人	○	20	—	—
	4	山下 昭一	○	21	萩迫 修作	○
	5	立山 富士雄	○	22	南 眞太郎	○
	6	隈元 健二	○	23	原田 純一	○
	7	吉松 弘文	○	24	内村 さとみ	○
	8	前迫 重郎	○	25	小園 義行	○
	9	樽野 利秋	○	26	吉野 寅三	○
	10	谷口 泉	○	27	坪山 博志	○
	11	諏訪 光一	○	28	福重 彰史	○
	12	野口 昭浩	○	29	青山 浩二	○
	13	白坂 正治	○			
	14	福岡 裕幸	○			
	15	中之内 瑞穂	○			
	16	西江園 明				
	17	大迫 一郎	○			
会議録署名委員	席番 7 番	吉松 弘文		席番 8 番	前迫 重郎	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	福岡		次長兼農地係長	桑迫	
	主幹兼係長	新村		主任主査	永野	
	主任主査	中尾		主任主査	大野	
委員会日程名	別紙のとおり					

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 77 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 78 号 買受適格証明願の承認について 議案第 79 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第 80 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 81 号 非農地証明願の承認について 議案第 82 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について 議案第 83 号 農用地利用集積計画決定について 議案第 84 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名に ついて</p>
-----------------------	--

議長	山下	<p>ただいまから、平成 29 年第 10 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 7 番、吉松委員と、席番 8 番、前迫委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、萩迫委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	萩迫	<p>6 月の総会であっせんのご依頼がありました〇〇さんの件ですが、あと少しでまとまりつつありますので引き続きあっせん活動を行なっていきたいと思います。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、橋口委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	橋口	<p>〇〇さんの分ですけれども、2、3 人の方にあたっていますがなかなか買い手が付かないところでございます。引き続き、あっせん活動を続けたいと思います。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、白坂委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	白坂	<p>先月、依頼のありました志布志の〇〇さんの土地ですが、茶畑 2 筆のみ成立しましたので報告いたします。譲受者は、有明町蓬原〇〇番地の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。本人宅から車で 30 分のところです。あっせん成立は、9 月 29 日でした。福岡委員と 2 人であっせんいたしました。価格は、3,874 m²で 116 万円でした。あと、2 筆については、引き続き活動をしてまいりたいと思います。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、南委員の報告をお願いいたします。</p> <p>2 件、一緒をお願いします。</p>

<p>委員 南</p>	<p>まず、9月に依頼のありました〇〇さんの分について報告いたします。諏訪委員と買い手をリストアップして、その中から1人の方に絞り込んで価格交渉をいたしました。本人が入所されているものですから本人の所に行き、価格を示し、また再度、価格交渉をしていくらか価格アップして本人に伝達しました。それでいいということでしたので、あっせん調書作成のために三度出向いたところですが、その時、前日、弟さんに譲るようにしたということでしたので、農業委員会の方にあっせんの取り下げをしてほしいと言ったのですが、現在、まだ取り下げがなされておられません。こういう結果をたどり、諏訪委員と協議した結果、あっせん打ち切りということにいたしました。報告いたします。</p> <p>次に、8月に依頼のありました〇〇さんの分でございますが、あっせんが成立いたしましたので報告いたします。議案の4ページをご覧ください。肆部合地区にお住まいの〇〇さんが譲渡人で、あっせん農地についてはお目通しください。譲受人は、同じく肆部合地区にお住まいの〇〇さんです。前回、報告したのですが、残り分でございます。4筆に分かれておりますが、1枚の畑1,338㎡となっております〇〇さんもこれなら買っていいということございました。価格は36万円でございます。以上で報告をおわります。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>ただ今、最初の報告で、〇〇さんの土地についてあっせん打ち切りの報告がありましたが、報告どおり打ち切りとすることに、ご異議ありませんか</p>
<p>会場</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしということですので、打ち切りといたします。</p> <p>次に、私の関係分について、報告いたします。</p> <p>10月13日に、県農業会議の天津事務局長が来庁され、農業委員募集関係の説明や農業新聞の加入促進等についてお願いがありました。</p> <p>農業委員1人当たり、新規購読1部の推進を依頼されたところであります。</p> <p>次に、日程第4、議案第77号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>今回は、14件の申請でございます。</p>

会場		<p>まず、6 ページ、番号 107 番を審議いたします。</p> <p>番号 107 番から番号 109 番は、関連がございますので、一緒に説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
議長	山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、大迫委員説明をお願いいたします。</p>
委員	大迫	<p>会長より依頼のありました、番号 107 番、108 番、109 番は譲受人が一緒です。まとめて報告させていただきます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。</p> <p>107 番の田について、報告いたします。譲渡人は、志布志市松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人のお母さんになります。譲受人は、志布志市松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。会社員でございます。</p> <p>申請地の場所ですが、松山温泉入口から北に 300 メートル進んで、そこから東へ 400 メートルぐらい下った右手にあります。水稻を作付けされておりました。本人宅からは、車で約 4 分のところがございます。</p> <p>次に、番号 108 番について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、岐阜県安八郡安八町東結〇〇番地の〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人のお姉さんになります。</p> <p>申請地の場所は、松山温泉入口から北に 300 ぐらい進んだ右手にあります。耕運がされておりました。本人宅からは、10 メートルぐらいのところがございます。</p> <p>次に、番号 109 番について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、宮崎県小林市南西方〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人のお姉さんになります。申請地の場所ですが、108 番に隣接した畑です。</p> <p>〇〇さんは、夫と 2 人で甘藷、そば、水稻を栽培されている兼業農家でございます。</p> <p>農機具は、トラクター 1 台、バインダー 1 台、脱穀機 1 台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。</p>

		ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。まず、番号 107 番を審議いたします。 これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 108 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ご ざいませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 109 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ご ざいませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、7 ページ、番号 110 番を審議いたします。 吉松委員説明をお願いいたします。
委員	吉松	それでは、議案第 77 号、番号 110 番について報告いたします。 譲渡人は、志布志市志布志町田之浦〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで す。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで す。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、県道 110 号、塗木・大隅線を宮下集落から志布志町田之浦方面へ 2 キロメートルほ ど進み、大野原集落から南へ 500 メートル程行きますと、大野原土地改良 区事務所と大野原ライスセンターがあります。申請地は、この道路を挟ん

		<p>で隣接した便利な場所にあります。</p> <p>現在、譲受人の〇〇さんが耕作していて、1枚の圃場となっており、譲受人である〇〇さんからの強い要望で今回申請したものです。</p> <p>譲受人の〇〇さんは、現在、志布志町の市道町原・弓場ケ尾線沿いにある海老原皮膚科から南へ500メートル程の所に居住しておりますが、出身地が松山町尾野見で申請地にも近く、借入地を早期水稻と普通期水稻に分けているため、労力の分散にもなり、機械等も効率的に使えるとのことです。農機具は、トラクター、コンバイン、穀物乾燥機、タイヤショベル他運搬用トラック等が揃っております。取得後は、水稻を作付けしたいとのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませすので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めませす。</p> <p>次に、番号111番を審議いたします。</p> <p>小園委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	小園	<p>会長から依頼のありませす、番号111番を報告します。</p> <p>譲渡人は、いちき串木野市湊町〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございませす。</p> <p>県道柿木志布志線沿いに志布志町の中山信商店がございませす。そこを松山方面から向いて、右へ200メートル程進んだところの左手の土地でございませす。現在は、芝が作付けされてありませす。</p> <p>本人宅から約2分のところにありませす。</p> <p>〇〇さんは、ご主人と二人世帯で芝を栽培されてありませす、申請地にも芝を作付けする予定とのこととございませす。</p>

		<p>芝刈機 1 台を保有されておりました。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めませぬ。</p> <p>次に、番号 112 番を審議いたします。</p> <p>吉野委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	吉野	<p>会長より依頼のありませぬ、番号 112 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 79 歳です。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 37 歳です。</p> <p>申請地は議案書に記載されておるとおりです。申請地の場所は、県道の上門吉村間の町境がございませぬが、そこから北へ 150 メートルぐらゐのところとございませぬ。西側には、茶の試験場があるところで、水田地帯の一番西側の山沿いになります。ここは、〇〇さんが以前から借りて現在飼料が作付けされておるとございませぬ。</p> <p>本人宅からは、車で約 3 分のところとございませぬ。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、両親と 3 人で乳牛 75 頭の経営をしておるとございませぬ。この場所にもソルゴーを作付けするとのこととございませぬ。</p> <p>農機具は、トラクター 4 台、他 75 頭の乳牛経営に必要な機械一式を全て揃えておるとございませぬ。近辺の農地も借り受けて耕作をしておるとございませぬ、耕作放棄地もなく大変ありがたく思っておるとございませぬ。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p>

会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、8ページ、番号113番を審議いたします。
		坪山委員説明をお願いいたします。
委員	坪山	会長より依頼のありました、番号113番を報告いたします。
		譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さん 82歳で、譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 56歳でございます。
		申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道志布志有明線沿いの東吉村交差点信号機を西へ700メートル行きますと水田地帯にはいりますが、その水路沿いを西へ横断した100メートル先の右側にあります。
		本人宅からは、車で約10分のところがございます。
		〇〇さんは、認定農業者であり、本人と息子さんと二人で水稲、そば、甘藷、大根、じゃがいも等を栽培しておりまして、申請地には水稲を作付けするとのことでした。現在、ソバが作付けしておりました。
		農機具は、トラクター10台、自走式田植機2台、コンバイン4台、その他管理機械一式を保有されています。〇〇さんは、大規模農家であり株式会社〇〇を運営されておりまして、従業員8人を雇用されています。
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。
		ご審議方よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。

<p>委員 小園</p>	<p>次に、番号 114 番を審議いたします。</p> <p>小園委員説明をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました、114 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>申請地ですけれども、志布志市志布志町帖豆ヶ塚他 1 筆で、内容は議案書に記載されているとおりでございます。場所ですけれども、先ほど 111 番で報告しました柿木志布志線を松山方面から志布志方面へ進みますと中山信商店があります。それをさらに進みますと、右手の方に川畑工業の車庫がございまして場所はその裏手の所がありました。現在は、収穫の後で耕運がされている状況でございました。</p> <p>拠点となる場所からは、約 2 分の所にあります。</p> <p>〇〇さんは、お父さんと一緒に農業をされて手伝い等されて来られました。今回、お父様も高齢になってきたということで、新規就農するということでの今回の申請に至ったということでございました。主に、甘藷、キャベツ等を栽培されておりまして申請地には甘藷を作付けするということでもございました。</p> <p>トラクター、コンバイン、田植機、芝刈機等を保有しておられまして、お父様と共有で使用していくということでございました。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。ご審議方お願いします。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p> <p>委員 長岡</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、9 ページ、番号 115 番を審議いたします。</p> <p>長岡委員説明をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました、115 番を報告させていただきます。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんであり</p>

		<p>ます。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで あります。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりであります。相手方の要望と規模 拡大であります。申請は、渡人の雨堤自治会の県道今別府串間線沿いに あります自治会にはいりますと左側へ 100 メートル程農道を走り、折り返 し左側へ行った左奥の畑で、本人宅からは、1 キロ程度の距離にあります。</p> <p>〇〇さんは、甘藷、水稻などを作付けされております。この場所には、 甘藷が作付けされておりました。今後も甘藷を作付けするということであ ります。</p> <p>農機具は、トラクター 2 台等保有されておりました機械は揃っていると いうことであります。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条 の適格者と思われます。周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ いませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 116 番を審議いたします。</p> <p>中之内委員説明をお願いいたします。</p>
委員	中之内	<p>それでは、会長より依頼のありました、番号 116 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、宮崎県小林市細野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受 人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、この場所ですが、伊崎田小 学校から南東へ約 2 キロメートルで市道伊崎田有明線に〇〇製茶の工場が ありますがその敷地の隣になります。</p> <p>本人宅から、約 100 メートルのところでございます。</p> <p>〇〇さんは、〇〇製茶の後継者ということで両親と一緒にお茶と大麦若 葉を栽培されており、申請地にも大麦若葉を作付けするということござ</p>

		<p>います。</p> <p>農機具は、お茶の摘菜機、トラクター等数台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませぬので、お諮りしませぬ。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めませぬ。</p> <p>次に、番号117番を審議いたします。</p> <p>萩迫委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	萩迫	<p>会長より依頼のありませぬ、番号117番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。親戚間の受贈贈与でございませぬ。</p> <p>申請地は議案書に記載されておるとおりです。この場所は、広域農道を字尾から大崎方向に行きませぬと伊崎田鍋自治会の点滅信号機がございませぬ。そこを西へ約600メートル行った所にありませぬ。〇〇さん宅から、車で1～2分の所にありませぬ。</p> <p>〇〇さんは、普通水稻と甘藷を栽培されておるとありませぬ、申請地には甘藷か野菜を作付けするということでした。</p> <p>トラクター等の農機具を保有されておるとありませぬ。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われませぬ。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませぬので、お諮りしませぬ。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>

会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、10 ページ、番号 118 番を審議いたします。 上野委員説明をお願いいたします。
委員	上野	会長より依頼のありました、番号 118 番を報告いたします。 譲渡人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。親子でございます。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所ですが、田の方は本人宅より南へ県道 523 号線を渡って 600 メートルの所にあります。現在、キャベツと飼料作の準備中でした。 畑の方は、自宅から南へ 100 メートルの所にあり、キャベツが作付けされておりました。〇〇さんは、親子 3 人で米作と野菜を作っております。 農機具は、トラクター 1 台と耕運機を保有されています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。 ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 119 番を審議いたします。 立山委員説明をお願いいたします。
委員	立山	はい。会長より依頼のありました、番号 119 を報告いたします。 譲渡人は、志布志市有明町山重〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。親子による贈与・受贈です。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地は、県道志布志有明線の山重の芝用交差点を志布志の方に 200 メートル行き、沢津ヶ峯集落

		<p>入口から右折して 200 メートル行ったところにあります。</p> <p>〇〇さん宅に隣接しているところにあります。</p> <p>現在、夫婦でブロイラー 3 万羽を飼育し、畑には甘藷と大根を主に栽培されておりました。</p> <p>農機具は、軽トラ 1 台、トラクター 1 台、ショベル 1 台、管理機等を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めませぬ。</p> <p>次に、番号 120 番を審議いたします。</p> <p>上野委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	上野	<p>会長より依頼のありませぬ、番号 120 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町原田〇〇番地にお住まいの〇〇さん 71 歳で、譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 80 歳でございませぬ。</p> <p>申請地は議案書に記載されていませぬとおりでございませぬ、〇〇さん宅より 7 キロのところ、10 分くらいでございませぬ。本人宅より広域農道を大崎の方へ行き、そこから原田小学校の方向といひませぬか北西へ約 400 メートルの所にありませぬ。現在、ソマが作付けされておりました。</p> <p>〇〇さんは、主に青果用甘藷を作付けしてございませぬ。</p> <p>農機具は、トラクター 5 台、管理機 3 台、収穫機 2 台を保有されていませぬ。来年は孫さんも加わり青果用甘藷を作付けするとのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>

議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって日程第4、議案第77号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。 次に日程第5、議案第78号、買受適格証明願の承認についてを議題といたします。
委員	隈元	12ページ、番号1番を審議いたします。 調査を依頼された隈元委員の説明をお願いいたします。 議案第78号、番号1番について報告いたします。 申請人は、松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 申請地の所在、地目等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。申請地は、県道塗木大隅線から市道大野稻ヶ迫線にはいり、600メートル行った所から東へ1キロ程行った所にあります。 本人宅からは、3分のところですか。 〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦で生産牛42頭、甘藷3.7ha、飼料5ha、飼料稲7haを栽培しており、申請地には牧草を作付けする予定とのことでした。 農機具は、トラクター4台、普通ダンプ1台、軽トラ1台、甘藷ハーベスタ1台等必要な機械は全て揃っています。 以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため買受適格者であると思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、買受適格証明書を発行することに、異議ございませんか。
会場		(異議なし)

議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第5、議案第78号、買受適格証明願の承認については、買受適格証明書を発行することに決定をいたしました。</p> <p>ここで、お諮りいたします。</p> <p>買い受け適格者が決定され、農地法第3条の許可申請があったときには、会長権限により農地法第3条の許可証を発行することに、ご異議ございませんか。</p>
会場	(異議なし)	
議長	山下	<p>異議なしということでございますので、そのように取り扱いさせて、いただきます。</p> <p>次に、日程第6、議案第79号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p>
委員	原田	<p>14ページ、番号16番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、原田委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第79号、16番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は10月10日、調査委員は坪山委員、樽野委員と私で行ないました。</p> <p>申請人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。この分は5条と同時申請でございます。</p> <p>立会人は、有限会社〇〇の〇〇さんでした。別紙資料は8ページから10ページになります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>この場所でございますが、広域農道の有明大橋手前より仮屋の方に500メートル行った右側の畑でございます。現在は、キャベツが作付けされておりました。</p> <p>変更後の用途ですが豚舎になります。養豚事業の規模拡大で申請地に豚舎1棟を建築するとのことでした。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は公衆用道路、南側は畑、西側は畑でございます。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないと</p>

		<p>の意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、 番号 17 番を 審議いたします。</p> <p>現地を調査された、坪山委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	坪山	<p>議案第 79 号、番号 17 番について報告いたします。</p> <p>調査日は 10 月 10 日、調査委員は原田委員、樽野委員と私と事務局より 1 名、農政畜産課 1 名が同席されました。</p> <p>申請人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人も〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、野神の広域農道のあおぞら農協西部支所前から西方向へ 1 キロ行きますと左側に岩根牧場がありますが、その近くに畑かんの配水地が見えます。そこを南方向へ約 120 メートル行った所にありました。</p> <p>変更後の用途はお茶の貯蔵施設です。お茶の貯蔵施設が不足しており拡大するものでございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側も畑、南側は山林、西側は畑です。</p> <p>申請地は農用地区域内農地です。今回の申請は、農業用施設等であり転用の許可も可能です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。用途区分の変更</p>

会場 議長 山下	<p>更を認めることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6、議案第79号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第80号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>最初に、番号53番を審議いたします。</p> <p>番号53番は、平成29年5月総会の議案第38号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての番号7番で審議されましたところの5条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長 山下	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号54番を審議いたします。</p> <p>番号54番は、平成29年5月総会の議案第38号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての番号6番で審議されましたところの5条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長 山下	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号55番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された坪山委員の報告をお願いいたします。</p>
委員 坪山	<p>議案第80号、番号55番について報告いたします。</p> <p>調査日は10月10日、調査委員は原田委員、樽野委員と私、事務局から</p>

		<p>1人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、鹿屋市今坂町〇〇番地〇 〇〇号にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は14ページから16ページになります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、市役所本庁より南へ400メートル行きますと県道志布志有明線に出ます。そこを横断してさらに市道上段稲付線を南へ約1キロメートル行った右側にありました。</p> <p>転用目的は一般住宅でございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側も畑、南側も畑、西側も畑です。排水は、市道側溝を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、17ページ、番号56番を審議いたします。</p> <p>番号56番は、平成29年8月総会の議案第64号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての番号14番で審議されましたところの5条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>

会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 57 番を審議いたします。 現地を調査された樽野委員の報告をお願いいたします。
委員	樽野	議案第 80 号、番号 57 番について報告いたします。 調査日は 10 月 10 日、調査委員は原田委員、坪山委員と私、事務局から 1 人出席のもと調査いたしました。 譲渡人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 別紙説明資料は 17 ページから 19 ページになります。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、県道宮ヶ原大崎線を蓬原小学校より大崎方向へ 800 メートル行った信号機の所より左へ 100 メートル行って右へ 10 メートルの所です。 転用目的は貸駐車場です。駐車場はヘアサロンケンジの従業員の駐車場として利用するものです。 周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側も公衆用道路、南側は宅地、西側も宅地です。申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われます。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方、よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 58 番を審議いたします。

委員	<p>坪山</p> <p>現地を調査された坪山委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 80 号、番号 58 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 10 月 10 日、調査委員は原田委員、樽野委員と私、事務局から 1 人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、株式会社〇〇代表取締役〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は 20 ページから 22 ページになります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、先ほど議案 79 号、番号 17 番で報告しました場所と同じ所でございます。</p> <p>転用目的は農業用施設にはいるための通路でございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側は公衆用道路、南側は山林、西側は畑です。ここは畑かんの配水官が埋設されておりますので関係機関と十分協議をされ、関係機関の指示に従うよう指導したところでございました。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、農地転用を許可できる場合の農業用施設等に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。終わります。</p>
議長	<p>山下</p> <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	<p>(なし)</p>
議長	<p>山下</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>山下</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、18 ページ、番号 59 番を審議いたします。</p> <p>番号 59 番は、先ほどの議案第 79 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての番号 16 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。</p>

議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 36 番を審議いたします。 現地を調査された、中村委員説明をお願いいたします。
委員	中村	議案第 81 号、番号 36 について報告いたします。 調査日は 10 月 10 日、調査委員は道山委員、内村委員と私と、事務局でございました。 願出人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地の〇〇です。 立会人は〇〇の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。別紙資料は 26 ページから 28 ページでございます。 場所は、関屋口信号を海岸に向かって JR の踏切を 20 メートルぐらい進んだ右側で、防波堤と JR 線路との間にありました。 この土地は、平成 3 年に志布志町が試験農園として取得しましたが、現在、雑種地となっております。面積も 35 m ² と狭く農地としての利用はできない状況であります。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 37 番を審議いたします。 現地を調査された、樽野委員説明をお願いいたします。
委員	樽野	議案第 81 号、番号 37 番について報告いたします。 別紙資料は 29 ページから 31 ページです。

		<p>調査日は10月10日、調査委員は原田委員、坪山委員と私と、事務局から1人でした。</p> <p>願出人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、Aコープあおぞら店より県道有明志布志線を安楽の方へ1キロ行って、左折し、風八重集落の方へ約1.5キロ行って右折した200メートルの所です。立会人からの聞き取りによると、20年以上前に大雨で道路が壊れて耕作することができなくなり山林化したということでした。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は公衆用道路、東側は山林、南側も山林、西側も山林です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、21ページ、番号38番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、原田委員説明をお願いいたします。</p>
委員	原田	<p>議案第81号、番号38番について報告いたします。</p> <p>調査日は10月10日、調査委員は坪山委員、樽野委員と私と、事務局から1人でございました。</p> <p>願出人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの有限会社〇〇代表取締役〇〇さんでございます。</p> <p>立会人は有限会社〇〇の〇〇さんでございます。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。別紙資料は32ページから34ページです。</p> <p>この場所ですが、国道260号線の伊崎田方面へ有明大橋を渡りますとす</p>

		<p>ぐ左側に豚舎が見えますがそこになります。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は畑、東側は公衆用道路、南側は宅地、西側は山林です。</p> <p>この申請地は、20年以上前より豚舎及び付属施設を建築し、現在にいたっているとのことで、農地への復元は困難な状況でございます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 39 番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された、原田委員説明をお願いいたします。</p>
委員	原田	<p>議案第 81 号、番号 39 番について報告いたします。</p> <p>同じく、調査日は 10 月 10 日、調査委員は坪山委員、樽野委員と私と、事務局から 1 人でした。</p> <p>願出人は、38 番と同じで有限会社〇〇代表取締役〇〇さんでございます。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。別紙資料は 35 ページから 37 ページです。</p> <p>この場所ですが、有明大橋の手前より中尾方面へ 1 キロ行き、南へ 500 メートル行ったところでございます。</p> <p>この申請地は、牧場として利用されていましたが 20 年以上利用していないということで、竹や雑木が茂りとても復元できない状況となっております。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は用悪水路、東側も用悪水路、南側は山林、西側は用悪水路です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照ら</p>

		して、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方よろしくお願ひいたします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませぬか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませぬか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、22 ページ、番号 40 番を審議いたします。 現地を調査された、原田委員説明をお願ひいたします。
委員	原田	議案第 81 号、番号 40 番について報告いたします。 調査日は、調査委員、は 38 番、39 番と同じでございます 同じく、願出人も有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。 別紙資料は 38 ページから 40 ページになります。 場所は、有明大橋手前より中尾方向へ 500 メートル行き、そこから北へ 1 キロ行った道路沿いにあります。 この申請地は、20 年以上前より豚舎及び付属施設を建築し、現在にいたっており、もう復元できない状況となっております。 周囲の状況ですが、北側は山林、東側も山林、南側は宅地、西側は公衆用道路です。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方よろしくお願ひいたします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませぬか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませぬか。
委員	長岡	今、いろいろな問題が出てきておりますが、これは農地に建物が建って

<p>事務局長 福岡</p>	<p>いるのに始末書は必要ないのですか。確認です。</p> <p>志布志市非農地基準に照らしますと建物が建っている場合 20 年以上経過しているということで、始末書はとってないところです。</p>
<p>委員 南</p>	<p>私も〇〇のことは知っておりますが、農地にこれだけの豚舎等が建っている中で、転用とかというのはまったく考慮されなかったのか。合併前のことですので、そこあたりがわからないところですが。</p>
<p>事務局長 福岡</p>	<p>この件は、今回の申請で知ったところでした。</p> <p>これまで、20 年以上実態がつかめていなかったということで、現場を確認して、始めてこのような状況であるとわかったところです。</p>
<p>議長 山下 会場</p>	<p>ほかにありませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ないようですので、日程第 8、議案第 81 号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 9、議案第 82 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>主任主査 中尾</p>	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第 82 号 非農地証明願に伴う、調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、24 ページでございます。</p> <p>非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。</p> <p>始めに、番号 41 の願出人は、志布志町志布志〇丁目〇〇番〇号にお住まいの 〇〇さんです。</p> <p>土地は、志布志町安楽字坂ノ上 2252 番 3 畑 490 平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、志布志市立安楽小学校より、市道安楽線を山宮神社方向に約 300m 進み、山宮神社前の三差路を右折し、市道町原線を約 400m 進んだところをさらに右折し、市道久保線を南へ約 300m 進んだところの東側の土地でございます。現在、原野化しております。</p> <p>続いて、番号 42 の願出人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの 〇〇さんです。</p> <p>土地は、志布志町安楽字坂ノ上 2252 番 7 畑 44 平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、先程の番号 41 の申請地の西側の隣接地でございます。現在、</p>

		<p>原野化しております。</p> <p>続いて、番号43の願出人は、有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>土地は、有明町伊崎田字大牟田452番1田1, 213平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、伊崎田風八重集落公民館より、市道早馬・風八重線を北東に約600m進み、左折し、市道小瀬・土江線を北西へ約160m進んだ所の東側の土地でございます。現在、原野化しております。</p> <p>続いて、番号44の願出人は、有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>土地は、有明町伊崎田字中野7667番3畑273平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、伊崎田中野集落公民館より、県道尾野見・伊崎田線を南西に約300m進んだ所にある中野霊園から南へ30mの土地でございます。現在、山林化しております。</p> <p>最後に、番号45の願出人は、有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>土地は、有明町伊崎田字小谷俣8464番畑165平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、志布志警察署伊崎田駐在所より、市道榎ヶ原線を北に約250m進んだ所の東側の土地でございます。現在、山林化しております。</p> <p>現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号41と42を隈元委員、長岡委員、小園委員、番号43から45を上野委員、諏訪委員、青山委員で、ご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしく願います。</p>
議長	山下	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第9、議案第82号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第10、議案第83号、農用地利用集積計画決定についてを議</p>

次長兼係長 桑迫

題といたします。

最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。

はい議長。

それでは、議案第83号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。

議案書は、26ページから28ページとなっております。

最初に26ページの総括表についてご説明致します。

公告日は平成29年10月31日で、田が12,327㎡で、畑が2,938㎡、樹園地が3,874平方メートル、その他5,251㎡です。所有権を移転する者4人、所有権の移転を受ける者3人で、売買によるものです。

次に、27ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。

番号26の所有権を移転する者は、有明町野井倉の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町野井倉の〇〇さんで、稲作の規模拡大を図るということです。

設定面積は、6筆で5,697㎡の田で、土地代金は181万円です。移転時期等につきましては、平成29年11月10日を予定しております。

番号27の所有権を移転する者は、有明町野井倉の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町野井倉の〇〇さんで、稲作の規模拡大を図るということです。

設定面積は、1筆で6,630㎡の田で、土地代金は400万円です。移転時期等につきましては、平成29年11月10日を予定しております。

28ページをお開きください。

番号28の所有権を移転する者は、有明町野井倉の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町蓬原の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんで、お茶生産の規模拡大を図るということです。

設定面積は、3筆で8,189㎡の畑で、土地代金は420万円です。移転時期等につきましては、平成29年12月8日を予定しております。

番号29の所有権を移転する者は、志布志町志布志の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町蓬原の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんで、お茶生産の規模拡大を図るということです。

設定面積は、2筆で3,874㎡の樹園地で、土地代金は116万円です。移転時期等につきましては、平成29年11月10日を予定しております。

議長	山下	<p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定及び利用権の転貸について事務局で説明いたします。</p>
主幹兼係長	新村	<p>議案第83号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、29ページから158ページとなっております。</p> <p>通常分と志布志市農業公社分と転貸の3つに分けてご説明申し上げます。</p> <p>まずは、議案書29ページの利用権設定の総括表を説明いたします。</p> <p>公告日は平成29年10月31日で、始期は平成29年11月1日となります。</p> <p>なお、中間管理機構が関与する分は12月1日となります。</p> <p>設定期間が、1年から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が5万2,305㎡、畑が13万4,159㎡、樹園地が13万5,401㎡で、合計しますと32万1,865㎡となり、うち更新分は5万4,156㎡となっております。</p> <p>利用権の設定をする者の数が68名で、</p> <p>利用権の設定を受けようとする者の数が19名であります。</p> <p>利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より49名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、30ページから58ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、志布志市農業公社の分についてご説明申し上げます。</p> <p>まず、議案書59ページの総括表でご説明申し上げます。</p> <p>公告日は平成29年10月31日で、始期が平成29年11月1日です。</p>

		<p>設定期間は、4年9か月から5年です。</p> <p>利用権の設定面積は、田が9万2,151㎡、畑の6,864㎡です。合計しますと9万9,015㎡です。</p> <p>利用権の設定をする者の数は53名で、利用権の設定を受けようとする者は1名であります。詳細につきましては、60ページから81ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書82ページの総括表でご説明申し上げます。公告日は平成29年10月31日で、始期が平成29年11月1日であります。</p> <p>設定期間は1年7か月から5年です。</p> <p>地目別の内訳は、田が57万6,603㎡、畑の3万8,567㎡です。合計しますと61万5,170㎡です。</p> <p>利用権の転貸をする者は公益財団法人志布志市農業公社の1名、利用権の転貸を受けようとする者は43名であります。詳細につきましては、83ページから158ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第83号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。</p> <p>ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、30ページ、番号1番から43ページ番号34番までを審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、43ページ、番号35番を審議いたします。</p> <p>番号35番は、上野委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、上野委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p>(上野委員 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、番号35番を審議いたします。これについて、なにかご意見ご</p>

		<p>ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
会場		
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。</p> <p>これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>ここで、上野委員の入室を許可します。</p> <p>(上野委員 入室)</p>
議長	山下	<p>次に、44 ページ、番号 36 番から 58 ページ番号 72 番までと、29 ページの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、60 ページ、番号 1 番から 81 ページ番号 58 番までと、59 ページの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、利用権の転貸について審議いたします。</p> <p>83 ページ、番号 1 番から 158 ページ番号 69 番までと、82 ページの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)

<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第 10、議案第 83 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 11、議案第 84 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局で説明いたします。</p>
<p>次長兼係長 桑迫</p>	<p>はい議長。</p> <p>それでは、議案第84号の農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は160ページから162ページとなっています。</p> <p>まず160ページの番号27番の申出者〇〇さんは、神奈川県小田原市にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、志布志町田之浦字尾口1346番 3 田で469㎡と、同じく1346番 5 田で1,229㎡の 2 筆です。</p> <p>土地の場所は、県道南之郷・志布志線の田之浦の牧野公民館から高岡口の方へ400メートルほど進み左折し、農道を400メートルほど進んだ右側にあります。</p> <p>田は、現在 稲が耕作されています。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、前迫委員と道山委員でご提案いたします。</p> <p>番号28番の申出者〇〇さんは、志布志町田之浦にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、志布志町田之浦字大野原233番 6 他 4 筆の田で6,146㎡と、字宮地原255番 6 他 1 筆の田で2,470㎡です。</p> <p>土地の場所ですが、大野原233番 6 と、239番1241番 3 の田は、田之浦の丸岡公民館前から農道を西の方へ200メートルほど進んだところにあります。字大野原300番14と300番20字宮地原255番 6 と255番 7 の田は、丸岡公民館前から市道大越線を東の方へ250メートルほど進んだところにあります。</p> <p>田は、現在 甘藷が耕作されています。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、前迫委員と道山委員でご提案いたします。</p>

番号29番の申出者〇〇さんは、志布志町安楽にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、志布志町田之浦字大野原214番20 畑で4,439㎡です。

土地の場所ですが、番号28で説明しました丸岡公民館前から市道大越線を南の方へ600メートルほど進んだところから右折し西へ200メートルほど進んだところにあります。

畑は、現在 甘藷が耕作されています。

あっせん委員の指名につきましては、前迫委員と道山委員でご提案いたします。

番号30番の申出者〇〇さんは、長崎県五島市岐宿町にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、志布志町安楽字二反子3908番 1 田で896㎡と、志布志町帖字中新堀3895番 1 畑で8,550㎡と、志布志町帖字鶴溜堀4117番他 2 筆の畑で6,740㎡です。

土地の場所ですが、安楽の田は、国道220号線の安楽橋を渡った北側に株式会社ガイヤテック大隅工場がありますが、そこを北へ500メートルほど進んだ左側にあります。字 中新堀の畑は、市道昭和・弓場ケ尾線の有川自動車整備工場前から市道弓場ケ尾 2 号線を450メートルほど進んだ右側にあります。

字鶴溜堀の畑は、中新堀の所から南へ400mほど進み、東へ200mほど進んだ所にあります。

安楽の田は、現在何も耕作されていませんが、耕作可能です。

字中新堀の畑は、現在、甘藷の収穫が終わった状態です。

字鶴溜堀4117番の畑は、耕運がされています。4134番 1 は、芝が耕作されています。4171番は、甘藷が耕作されています。

あっせん委員の指名につきましては、吉松委員と小園委員でご提案いたします。

161ページをご覧ください。

番号31番の申出者〇〇さんは、熊本市東区にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、志布志町安楽字井手上4443番 田で2,276㎡です。

土地の場所ですが、山宮神社から上門へ向かう市道上門線の上門橋を渡

り、株式会社ニシエ入口の手前から北へ100メートルほど進んだ左側にあります。田は、現在、何も耕作されていませんが耕作可能です。

あっせん委員の指名につきましては、吉松委員と吉野委員でご提案いたします。

番号32番の申出者〇〇さんは、鹿児島市星ヶ峯にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、志布志町安楽字和田1599番田で1,426㎡と、字井手上4445番1田で873㎡です。

土地の場所ですが、字 井手上の田は、番号31で説明しましたところの道路向いの北側にあります。字 和田1599番の田は、上門橋を山宮神社側へ30mほど進み、南へ250mほど進んだ所にあります。

田は、現在 何も耕作されていませんが、耕作可能です。

あっせん委員の指名につきましては、吉松委員と吉野委員でご提案いたします。

番号33番の申出者〇〇さんは、志布志町安楽にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、志布志町安楽字上原5398番 3 他 2 筆の田で1,376㎡と、字大久保5514番 5 他 5 筆の田で3,660㎡です。

土地の場所ですが、字上原の田は、県道志布志・有明線の岩田精米所から吉村方向に600mほど進み北へ100mほど進んだ所にあります。字大久保の田は、県道をさらに吉村方向に100mほど進んだ右側にあります。

田は、現在 飼料が耕作されています。

あっせん委員の指名につきましては、吉松委員と吉野委員でご提案いたします。

番号34番の申出者〇〇さんは、有明町野井倉にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町野井倉字鎌迫5855番田で964㎡と、同じく5856番田で965㎡の2筆です。

土地の場所ですが、市道一丁田・宇都鼻線と飯山・通山1号線の交差点から宇都鼻方向へ120mほど進み南へ100mほど進んだ所にあります。

田は、現在 何も耕作されていませんが、耕運されています。

あっせん委員の指名につきましては、野口委員と南委員でご提案いたし

		<p>ます。</p> <p>162ページをお開きください。番号35番の申出者〇〇さんは、有明町伊崎田にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、有明町伊崎田、字中尾851番1畑で2,723㎡の1筆です。</p> <p>土地の場所ですが、県道志布志・福山線の三十七庵の前から市道室太郎・檜ヶ原線を室太郎方向へ200mほど進み北へ130mほど進んだ所にあります。畑は、現在 お茶が植えられています。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、中之内委員と青山委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第11、議案第84号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>指名された委員の方々は、よろしく願います。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p>

上記会議の経過は、事務局長福岡が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員